

## 第70号議案

芦屋市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月1日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

### 提案理由

芦屋市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、市長が管理、執行することとなる事務の分掌を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市事務分掌条例の一部を改正する条例

芦屋市事務分掌条例（昭和43年芦屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(部の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、次の部を設け、事務を分掌させる。 企画部 (1)～(6) (略) <u>(7) 図書館、博物館、公民館その他の社会教育機関に関する事項</u> <u>(8) スポーツに関する事項</u> <u>(9) 文化及び文化財に関する事項</u> 総務部～上下水道部 (略)	(部の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、次の部を設け、事務を分掌させる。 企画部 (1)～(6) (略)  <u>(7) 文化に関する事項</u> 総務部～上下水道部 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市事務分掌条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

芦屋市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、市長が管理、執行することとなる事務の分掌を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

企画部の分掌事務を次のとおり改める。

改正案	現 行
(1) 総合企画及び総合調整に関する事項	(1) 総合企画及び総合調整に関する事項
(2) 情報推進に関する事項	(2) 情報推進に関する事項
(3) 秘書、渉外及び儀式に関する事項	(3) 秘書、渉外及び儀式に関する事項
(4) 広聴及び広報に関する事項	(4) 広聴及び広報に関する事項
(5) 市民参画及び協働に関する事項	(5) 市民参画及び協働に関する事項
(6) 国際交流に関する事項	(6) 国際交流に関する事項
(7) <u>図書館、博物館、公民館その他の社会教育機関に関する事項</u>	
(8) <u>スポーツに関する事項</u>	
(9) <u>文化及び文化財に関する事項</u>	(7) <u>文化に関する事項</u>

#### 3 施行期日

令和6年4月1日